

(介護予防)居宅療養管理指導運営規程

医療法人社団和楽仁芳珠記念病院（以下「事業者」という。）が運営する芳珠記念病院訪問診療事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第1条 要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)であって、主治医等が指定居宅療養管理指導等の必要性を認めた場合には、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を営むことができるよう、当事業所の医師（看護師、薬剤師、管理栄養士等）が、適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(指定居宅療養管理指導等の運営の方針)

第2条 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能回復がなされるよう療養上の目的を設定し、計画的に行うものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団和楽仁芳珠記念病院
- 2 所在地 石川県能美市緑が丘 11 丁目 71 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における従業者の職種

- 1 医師：1名以上
- 2 看護師：1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- 1 営業日は月曜日か金曜日までとし、国民の祝日、年末年始(12月30日から1月3日)及びお盆(8月15日)を除く。
- 2 営業時間は、月曜日から金曜日は午前8時45分から午前12時、午後14時から午後17時15分まで。

(利用料その他の費用の額)

第6条 事業を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告知の額とし、その利用者の負担割合に応じ一割、二割、三割の額とする。利用者は、事業所の定める期日までに利用料を納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は能美市、川北町、小松市、白山市とする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第8条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定居宅療養管理指導等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。
- 3 指定居宅療養管理指導等の提供を行う従業者は、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

(事故発生時の対応)

第9条 事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第10条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者は芳珠記念病院医療安全管理者が務める。
- (2) 虐待防止のため事業、必要な研修を実施しています。
- (3) 苦情を解決するための体制を整備しています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援しています。
- (5) 介護相談員を受入れています。
- (6) サービス提供中に、当該事業の業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報します。

(業務継続計画の策定)

第 11 条 事業者は感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な研修や訓練を実施します。

(苦情処理等)

第 12 条 事業者は、提供した指定居宅療養管理指導等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(秘密保持)

第 13 条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(記録の整備)

第 14 条 事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (2) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (3) 苦情の内容等に関する記録
 - (4) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
 - (5) 緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等に関する記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存しなければならない。

附 則

この運営規程は 7 年 4 月 1 日から施行する。